

条 例 議 案 の 概 要

—令和3年6月定例会—

目 次

議案第 71 号 盛岡市市税条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・	1
議案第 72 号 盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・	5
議案第 73 号 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・	7

議案第 71 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、個人市民税の均等割及び所得割を非課税とする者の要件に係る扶養親族の範囲を改めるとともに、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費の控除の特例を適用する期間を5年延長するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 個人市民税の均等割及び所得割を非課税とする者の要件に係る扶養親族の範囲を改める。
- (2) 公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書について、記載すべき扶養親族の定義を改める。
- (3) 特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金税額控除について、その対象となる寄附金から、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外する。
- (4) 特定一般用医薬品等購入費に係る医療費の控除の特例を適用する期間を5年延長する。

3 施行期日

- (1) 2-(3) 及び(4) 令和4年1月1日
- (2) 2-(1) 及び(2) 令和6年1月1日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 改正 略 <u>令和3年 月 日条例第 号</u> 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第26条まで 略 (個人の市民税の非課税の範囲) 第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第45条の8の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 第28条から第36条の5まで 略 (寄附金税額控除) 第36条の6 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納稅義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第36条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金 イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当	○盛岡市市税条例 改正 略 昭和25年9月1日条例第16号 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第26条まで 略 (個人の市民税の非課税の範囲) 第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第45条の8の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者 (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。 第28条から第36条の5まで 略 (寄附金税額控除) 第36条の6 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納稅義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第36条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金 イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。) オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。) ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

改正後	改正前
<p>該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち市長が別に定めるものに対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第36条の7から第38条の2の2まで 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納稅地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第38条の3から第150条まで 略 附 則 第1条から第3条の3の2まで 略 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第3条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第35条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかるず、市民税の所得割（分離課税に係る所得額を除く。）を課さない。</p>	<p>該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち市長が別に定めるものに対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第36条の7から第38条の2の2まで 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納稅地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第38条の3から第150条まで 略 附 則 第1条から第3条の3の2まで 略 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第3条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第35条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第26条第1項の規定にかかるず、市民税の所得割（分離課税に係る所得額を除く。）を課さない。</p>

改正後	改正前
2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用について、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第3条の4第2項」とする。 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)	3 前項の規定の適用がある場合における第36条の8第1項の規定の適用について、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第3条の4第2項」とする。 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第36条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。	第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第36条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
第5条から第42条まで 路 附 則 (令和3年条例第 1号)	第5条から第42条まで 路
1 この条例中第36条の6第1項第1号及び附則第4条の改正規定並びに次項の規定は令和4年1月1日から、第27条第2項及び第38条の2の3第1項並びに附則第3条の4第1項の改正規定並びに附則第3項の規定は令和6年1月1日から施行する。	
2 改正後の盛岡市市税条例第36条の6第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に支出した改正前の盛岡市市税条例第36条の6第1項(第1号に係る部分に限る。)に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。	
3 改正後の盛岡市市税条例第27条第2項及び第38条の2の3第1項並びに附則第3条の4第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	

議案第 72 号

盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供之設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供之設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の改正に伴い、感染症の予防等のために救護施設等が講ずべき措置を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 適切なハラスメント対策

適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第 113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとすること。

(2) 感染症や災害の発生時における業務継続計画

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施等を義務付けるものとすること。

(3) 災害対応時における地域住民との連携

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととすること。

(4) 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止

感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求める観点から、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等を義務付けるものとすること。

3 施行期日

令和3年8月1日

盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第58号 改正 令和3年1月1日条例第1号</p> <p>盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例</p> <p>目次及び第1条から第7条まで 略</p> <p>(就業環境の整備)</p> <p>第7条の2 救護施設等は、入所者又は利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第7条の3 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者又は利用者に対する処遇を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期の再開を図るために計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 救護施設等は、消火設備その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立てておかなければならぬ。</p> <p>2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>第9条から第14条まで 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設における感染症の発生の予防 及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該救護施設における感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催するものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該救護施設における感染症の予防等のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症の予防等のための研修並びに感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p> <p>第16条から第40条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和3年条例第1号）</p> <p>1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p> <p>3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条第2項（新条例第25条、第32条及び第38条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは、「講ずるよう努めなければならない」とする。</p>	<p>○盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第58号</p> <p>盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例</p> <p>目次及び第1条から第7条まで 略</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 救護施設等は、消火設備その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立てておかなければならぬ。</p> <p>2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>第9条から第14条まで 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第16条から第40条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

保健福祉部 障がい福祉課
子ども未来部 子ども青少年課
子育てあんしん課

議案第 73 号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

指定障害福祉サービス事業者等の事業において、書面等に代えて電磁的記録又は電磁的方法により行うことができるものを定めようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）
- (2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）
- (3) 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）
- (4) 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第53号）
- (5) 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第54号）
- (6) 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）
- (7) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）
- (8) 盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第57号）
- (9) 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）
- (10) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第16号）

3 改正の内容 ((2)については、(1)から(6)まで及び(10)の条例に限る。)

- (1) 事業者及びその従業者又は職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができるとしている。
- (2) 事業者及びその従業者又は職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法によることとする。

る。

4 施行期日

令和3年7月1日

【第1条】盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第50号 改正 略 令和3年 月 日条例第 号 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第50号 改正 略 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 第1節 基本方針（第5条） 第2節 人員に関する基準（第6条～第8条） 第3節 設備に関する基準（第9条） 第4節 運営に関する基準（第10条～第44条） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2～第44条の4） 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条） 第3章 療養介護 第1節 基本方針（第50条） 第2節 人員に関する基準（第51条・第52条） 第3節 設備に関する基準（第53条） 第4節 運営に関する基準（第54条～第78条） 第4章 生活介護 第1節 基本方針（第79条） 第2節 人員に関する基準（第80条～第82条） 第3節 設備に関する基準（第83条） 第4節 運営に関する基準（第84条～第95条） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2～第95条の5） 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条） 第5章 短期入所 第1節 基本方針（第99条） 第2節 人員に関する基準（第100条・第101条） 第3節 設備に関する基準（第102条） 第4節 運営に関する基準（第103条～第110条） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2～第110条の4） 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条） 第6章 重度障害者等包括支援 第1節 基本方針（第113条） 第2節 人員に関する基準（第114条・第115条） 第3節 設備に関する基準（第116条） 第4節 運営に関する基準（第117条～第123条） 第7章 削除 第8章 自立訓練（機能訓練） 第1節 基本方針（第142条） 第2節 人員に関する基準（第143条・第144条） 第3節 設備に関する基準（第145条） 第4節 運営に関する基準（第146条～第149条） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～第149条の4） 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条） 第9章 自立訓練（生活訓練） 第1節 基本方針（第152条） 第2節 人員に関する基準（第153条・第154条） 第3節 設備に関する基準（第155条） 第4節 運営に関する基準（第156条～第159条） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2～第159条の4） 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条） 第10章 就労移行支援 第1節 基本方針（第162条）	第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護 第1節 基本方針（第5条） 第2節 人員に関する基準（第6条～第8条） 第3節 設備に関する基準（第9条） 第4節 運営に関する基準（第10条～第44条） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2～第44条の4） 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条～第49条） 第3章 療養介護 第1節 基本方針（第50条） 第2節 人員に関する基準（第51条・第52条） 第3節 設備に関する基準（第53条） 第4節 運営に関する基準（第54条～第78条） 第4章 生活介護 第1節 基本方針（第79条） 第2節 人員に関する基準（第80条～第82条） 第3節 設備に関する基準（第83条） 第4節 運営に関する基準（第84条～第95条） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2～第95条の5） 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条～第98条） 第5章 短期入所 第1節 基本方針（第99条） 第2節 人員に関する基準（第100条・第101条） 第3節 設備に関する基準（第102条） 第4節 運営に関する基準（第103条～第110条） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2～第110条の4） 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条） 第6章 重度障害者等包括支援 第1節 基本方針（第113条） 第2節 人員に関する基準（第114条・第115条） 第3節 設備に関する基準（第116条） 第4節 運営に関する基準（第117条～第123条） 第7章 削除 第8章 自立訓練（機能訓練） 第1節 基本方針（第142条） 第2節 人員に関する基準（第143条・第144条） 第3節 設備に関する基準（第145条） 第4節 運営に関する基準（第146条～第149条） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条の2～第149条の4） 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条～第151条） 第9章 自立訓練（生活訓練） 第1節 基本方針（第152条） 第2節 人員に関する基準（第153条・第154条） 第3節 設備に関する基準（第155条） 第4節 運営に関する基準（第156条～第159条） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2～第159条の4） 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条～第161条） 第10章 就労移行支援 第1節 基本方針（第162条）

改正後	改正前
第2節 人員に関する基準（第163条～第165条）	第2節 人員に関する基準（第163条～第165条）
第3節 設備に関する基準（第166条・第167条）	第3節 設備に関する基準（第166条・第167条）
第4節 運営に関する基準（第167条の2～第172条）	第4節 運営に関する基準（第167条の2～第172条）
第11章 就労継続支援A型	第11章 就労継続支援A型
第1節 基本方針（第173条）	第1節 基本方針（第173条）
第2節 人員に関する基準（第174条・第175条）	第2節 人員に関する基準（第174条・第175条）
第3節 設備に関する基準（第176条）	第3節 設備に関する基準（第176条）
第4節 運営に関する基準（第177条～第185条）	第4節 運営に関する基準（第177条～第185条）
第12章 就労継続支援B型	第12章 就労継続支援B型
第1節 基本方針（第186条）	第1節 基本方針（第186条）
第2節 人員に関する基準（第187条）	第2節 人員に関する基準（第187条）
第3節 設備に関する基準（第188条）	第3節 設備に関する基準（第188条）
第4節 運営に関する基準（第189条・第190条）	第4節 運営に関する基準（第189条・第190条）
第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191条～第194条）	第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191条～第194条）
第13章 就労定着支援	第13章 就労定着支援
第1節 基本方針（第194条の2）	第1節 基本方針（第194条の2）
第2節 人員に関する基準（第194条の3・第194条の4）	第2節 人員に関する基準（第194条の3・第194条の4）
第3節 設備に関する基準（第194条の5）	第3節 設備に関する基準（第194条の5）
第4節 運営に関する基準（第194条の6～第194条の12）	第4節 運営に関する基準（第194条の6～第194条の12）
第14章 自立生活援助	第14章 自立生活援助
第1節 基本方針（第194条の13）	第1節 基本方針（第194条の13）
第2節 人員に関する基準（第194条の14・第194条の15）	第2節 人員に関する基準（第194条の14・第194条の15）
第3節 設備に関する基準（第194条の16）	第3節 設備に関する基準（第194条の16）
第4節 運営に関する基準（第194条の17～第194条の20）	第4節 運営に関する基準（第194条の17～第194条の20）
第15章 共同生活援助	第15章 共同生活援助
第1節 基本方針（第195条）	第1節 基本方針（第195条）
第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）	第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）
第3節 設備に関する基準（第198条）	第3節 設備に関する基準（第198条）
第4節 運営に関する基準（第198条の2～第200条の5）	第4節 運営に関する基準（第198条の2～第200条の5）
第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第1款 趣旨及び基本方針（第200条の6・第200条の7）	第1款 趣旨及び基本方針（第200条の6・第200条の7）
第2款 人員に関する基準（第200条の8・第200条の9）	第2款 人員に関する基準（第200条の8・第200条の9）
第3款 設備に関する基準（第200条の10）	第3款 設備に関する基準（第200条の10）
第4款 運営に関する基準（第200条の11～第201条）	第4款 運営に関する基準（第200条の11～第201条）
第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準	第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第1款 趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）	第1款 趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）
第2款 人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）	第2款 人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）
第3款 設備に関する基準（第201条の6）	第3款 設備に関する基準（第201条の6）
第4款 運営に関する基準（第201条の7～第201条の12）	第4款 運営に関する基準（第201条の7～第201条の12）
第16章 多機能型に関する特例（第202条～第205条）	第16章 多機能型に関する特例（第202条～第205条）
第17章 山間のへき地その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第206条～第210条）	第17章 山間のへき地その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第206条～第210条）
第18章 雜則（第211条・第212条）	第18章 雜則（第211条・第212条）
附則	附則
第1条から第210条まで 略	第1条から第210条まで 略
第18章 雜則 (電磁的記録等)	第18章 雜則
第211条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、譜本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条、第201条の12並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第198条の3第1項（第	第211条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、譜本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条、第201条の12並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第198条の3第1項（第

改正後	改正前
<p>201条及び第201条の12において準用する場合を含む。) 及び次項に規定するものを除く。) については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2. 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等(交付、説明、同意、締結その他これらに類するものをいう。)のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。この場合において、当該相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第212条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略 附 則(令和3年条例第1号) この条例は、令和3年7月1日から施行する。</p>	
	(委任)
	<p>第211条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略</p>

【第2条】盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第51号 改正 路 令和3年 月 日条例第 号 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	○盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第51号 改正 路 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準 第1節 人員に関する基準（第5条～第8条） 第2節 設備に関する基準（第9条・第10条） 第3節 運営に関する基準（第11条～第63条） 第3章 雜則（第64条・第65条） 附則 第1条から第63条まで 路 第3章 雜則 （電磁的記録等）	第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準 第1節 人員に関する基準（第5条～第8条） 第2節 設備に関する基準（第9条・第10条） 第3節 運営に関する基準（第11条～第63条） 第3章 雜則（第64条～第65条） 附則 第1条から第63条まで 路 第3章 雜則
第64条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、譲本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	
2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付等（交付、説明、同意、締結その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。この場合において、当該相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。 (委任)	
第65条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 路 附 則（令和3年条例第 号） この条例は、令和3年7月1日から施行する。	(委任) 第64条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 路

【第3条】盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第52号</p> <p>改正 略 <u>令和3年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 療養介護（第4条～第32条の2） 第3章 生活介護（第33条～第50条） 第4章 自立訓練（機能訓練）（第51条～第55条） 第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条） 第6章 就労移行支援（第61条～第69条） 第7章 就労継続支援A型（第70条～第84条） 第8章 就労継続支援B型（第85条～第87条） 第9章 多機能型に関する特例（第88条～第90条） 第10章 雜則（第91条～第92条） 附則 第1条から第90条まで 略 第10章 雜則 (電磁的記録等)</p> <p>第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、原本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付等（交付、説明、同意、締結その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。この場合において、当該相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第92条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略 附 則（令和3年条例第 号） この条例は、令和3年7月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第52号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 療養介護（第4条～第32条の2） 第3章 生活介護（第33条～第50条） 第4章 自立訓練（機能訓練）（第51条～第55条） 第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条） 第6章 就労移行支援（第61条～第69条） 第7章 就労継続支援A型（第70条～第84条） 第8章 就労継続支援B型（第85条～第87条） 第9章 多機能型に関する特例（第88条～第90条） 第10章 雜則（第91条～第92条） 附則 第1条から第90条まで 略 第10章 雜則 (委任)</p> <p>第91条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略</p>

【第4条】盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第53号 改正 略 <u>令和3年 月 日条例第 号</u> 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第21条まで 略 (電磁的記録等) 第22条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、原本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。 2 地域活動支援センター及びその職員は、説明等（説明、同意その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行なうことができる。この場合において、当該相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。 (委任) 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略 附 則 (令和3年条例第 号) この条例は、令和3年7月1日から施行する。	○盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第53号 改正 略 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第21条まで 略 (電磁的記録等) 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略

【第5条】盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第54号 改正 略 <u>令和3年 月 日条例第 号</u> 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第19条まで 略 (電磁的記録等) 第20条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、譲本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 福祉ホーム及びその職員は、説明等（説明、同意その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。この場合において、当該相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。 (委任) 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略 附 則 (令和3年条例第 号) この条例は、令和3年7月1日から施行する。	○盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第54号 改正 略 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第19条まで 略

【第6条】盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成24年12月25日条例第55号 改正 略 <u>令和3年 月 日条例第 号</u> 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 目次 第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 設備及び運営に関する基準（第4条～第47条） 第3章 雜則（第48条・第49条） 附則 第1条から第47条まで 略 第3章 雜則 <u>（電磁的記録等）</u> <u>第48条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、縦本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。</u> 2 障害者支援施設及びその職員は、交付等（交付、説明、同意、締結その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行なうことができる。この場合において、当該相手方が利用者であるときは、当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。 (委任) <u>第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u> 附 則 略 <u>附 則（令和3年条例第 号）</u> この条例は、令和3年7月1日から施行する。	○盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成24年12月25日条例第55号 改正 略 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 目次 第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 設備及び運営に関する基準（第4条～第47条） 第3章 雜則（第48条） 附則 第1条から第47条まで 略 第3章 雜則 <u>第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u> 附 則 略

【第7条】盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号 改正 略 <u>令和3年 月 日条例第 号</u> 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次 第1章 総則（第1条～第19条） 第2章 助産施設（第20条～第23条） 第3章 母子生活支援施設（第24条～第32条） 第4章 保育所（第33条～第39条） 第5章 雜則（第40条・第41条） 附則 第1条から第39条まで 略 第5章 雜則 (電磁的記録) 第40条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、譜本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。 (委任) 第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略 附 則（令和3年条例第 号） この条例は、令和3年7月1日から施行する。	○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号 改正 略 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次 第1章 総則（第1条～第19条） 第2章 助産施設（第20条～第23条） 第3章 母子生活支援施設（第24条～第32条） 第4章 保育所（第33条～第39条） 第5章 雜則（第40条） 附則 第1条から第39条まで 略 第5章 雜則 (委任) 第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略

【第8条】盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第57号 改正 路 令和3年 月 日条例第 号 盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第16条まで 路 (電磁的記録) 第17条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、原本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (委任) 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 路 附 則（令和3年条例第 号） この条例は、令和3年7月1日から施行する。	○盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第57号 改正 路 盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第16条まで 路 (電磁的記録) 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 路

【第9条】盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第34号 改正 路 <u>令和3年 月 日条例第 号</u> 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例	○盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第34号 改正 路 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例
目次	目次
第1章 総則（第1条～第22条）	第1章 総則（第1条～第22条）
第2章 家庭的保育事業（第23条～第27条）	第2章 家庭的保育事業（第23条～第27条）
第3章 小規模保育事業	第3章 小規模保育事業
第1節 小規模保育事業の区分（第28条）	第1節 小規模保育事業の区分（第28条）
第2節 小規模保育事業A型（第29条～第31条）	第2節 小規模保育事業A型（第29条～第31条）
第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）	第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）
第4節 小規模保育事業C型（第34条～第37条）	第4節 小規模保育事業C型（第34条～第37条）
第4章 居宅訪問型保育事業（第38条～第42条）	第4章 居宅訪問型保育事業（第38条～第42条）
第5章 事業所内保育事業（第43条～第49条）	第5章 事業所内保育事業（第43条～第49条）
第6章 雜則（第50条～第51条）	第6章 雜則（第50条～第51条）
附則	附則
第1条から第49条まで 路	第1条から第49条まで 路
第5章 雜則	第5章 雜則
<u>（電磁的記録）</u>	
第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、図面、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 (委任)
（委任）	
第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 路 附 則（令和3年条例第 号） この条例は、令和3年7月1日から施行する。	第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 路

【第10条】盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 令和2年3月26日条例第16号 改正 略 令和3年 月 日条例第 号 号 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	○盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 令和2年3月26日条例第16号 改正 略 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次	目次
第1章 総則（第1条～第4条） 第2章 児童発達支援 第1節 基本方針（第5条） 第2節 人員に関する基準（第6条～第9条） 第3節 設備に関する基準（第10条・第11条） 第4節 運営に関する基準（第12条～第55条） 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条～第59条） 第6節 基準該当通所支援に関する基準（第60条～第66条） 第3章 医療型児童発達支援 第1節 基本方針（第67条） 第2節 人員に関する基準（第68条・第69条） 第3節 設備に関する基準（第70条） 第4節 運営に関する基準（第71条～第77条） 第4章 放課後等デイサービス 第1節 基本方針（第78条） 第2節 人員に関する基準（第79条・第80条） 第3節 設備に関する基準（第81条） 第4節 運営に関する基準（第82条～第84条） 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第85条） 第6節 基準該当通所支援に関する基準（第86条～第89条） 第5章 居宅訪問型児童発達支援 第1節 基本方針（第90条） 第2節 人員に関する基準（第91条・第92条） 第3節 設備に関する基準（第93条） 第4節 運営に関する基準（第94条～第97条） 第6章 保育所等訪問支援 第1節 基本方針（第98条） 第2節 人員に関する基準（第99条・第100条） 第3節 設備に関する基準（第101条） 第4節 運営に関する基準（第102条） 第7章 多機能型事業所に関する特例（第103条～第105条） 第8章 雜則（第106条・第107条） 附則 第1条から第105条まで 略 第8章 雜則 (電磁的記録等) 第106条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付等（交付、説明、同意、締結その他これらに類するものをいう。）のうち、この条例の規定において書面等で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方	○盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 令和2年3月26日条例第16号 改正 略 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

改正後	改正前
法をいう。)により行うことができる。この場合において、当該相手方が障害児又は通所給付決定保護者であるときは、当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。	
(委任)	(委任)
<u>第107条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	<u>第106条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附 則 略	附 則 略
附 則(令和3年条例第 号)	
この条例は、令和3年7月1日から施行する。	